

議案第12号

守谷市地方創生応援基金条例

守谷市地方創生応援基金条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月1日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案決

議案	頁数
12号	1

守谷市地方創生応援基金条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるため、守谷市地方創生応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 守谷市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

(2) 寄附金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定するその設置の目的に沿った事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案	頁数
12号	2

提案理由（議案第12号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、企業からの地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の対象となる寄附を積み立てるため、守谷市地方創生応援基金条例を制定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
12号	3